

## 「ブラビア 月額オプション」サービスご利用規約

「ブラビア 月額オプション」(以下総称して「本サービス」といいます)は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「弊社」といいます)が提供する NURO 光コース(以下「対象サービス」といいます)に付随して提供されるオプションサービスであり、対象サービス契約者のうち、別途弊社が定める条件を満たす会員の方がご利用いただけます。本サービスをご利用頂く方(以下「利用者」といいます)は、「ブラビア 月額オプション」サービスご利用規約(以下「本規約」といいます)を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

### 第1条(本サービス)

本サービスは、弊社が「ブラビア」(以下「リース機器」といいます)のリースを行うサービスです。なお、対象サービスの設備等の都合により、対象サービスが提供できないことが判明した場合及び、対象サービスの利用契約が電気通信事業法第26条第3項に基づき解除された場合は、本サービスの申込がキャンセルされるものとします。

### 第2条(本規約)

1. 利用者は、本規約並びに弊社が別途定める本則および各個別規定からなる NURO サービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定(以下「会員規約等」といい、本規約とあわせて以下「本規約等」といいます)に同意し、本サービスを利用するものとします。
2. 本規約に定める内容と会員規約等に定める内容が異なる場合は、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

### 第3条(リース)

1. リース機器は、弊社から利用者に対してリースするものとします。なお、リース機器は別紙に記載の性能を有し、ソニーの性能・品質基準を満たした製品とします。
2. リース機器のリース期間は、本サービスの利用開始日から3年間(以下「初回リース期間」といいます)とします。利用者がリース期間終了後にリース期間の延長を希望する場合、第8条に規定する手続きに従うものとします。延長後のリース期間(以下「延長リース期間」といい、初回リース期間とあわせて以下「リース期間」といいます)は2年単位で自動更新となり、最大4年間が延長リース期間となります。
3. 利用者は、リース機器を善良なる管理者の注意をもって使用・管理するものとし、万が一リース機器を破損・紛失等した場合には、第7条の定めに従うものとします。
4. リース機器の所有権は弊社または弊社の指定する第三者に帰属します。また、リース機器には所有権を保有する旨の標識を貼付する場合があります。利用者は、リース機器の所有権を侵害する行為を行ってはならないものとします。
5. 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
  - (1)リース機器を本サービスで使用する以外の目的に使用すること
  - (2)リース機器を第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保の用に供すること
  - (3)リース機器を本サービスの利用場所以外で使用すること
  - (4)リース機器を分解、解析、改造、改変若しくは損壊し、またはその他の方法によりその原状を変更すること
  - (5)リース機器に搭載されているソフトウェアまたはプログラムの全部若しくは一部を複製若しくは改変し、または第三者に譲渡し若しくは使用権を設定し、または弊社若しくは第三者の所有権、知的財産権その他の権利を侵害すること

### 第4条(利用条件)

1. 本サービスの利用者は、対象サービスを利用できる者と同じとします。
2. 本サービスは、特定商取引法第15条第3項に定められる、「クーリングオフ」の適用対象外とします。

#### 第5条(本サービスの利用契約の成立および本サービスの開始日)

1. 利用者は、弊社が別途定める手順に従い、本サービスの利用契約を申し込むものとします。
2. リース機器は、対象サービスの開通翌月以降に弊社より対象サービスの利用場所に発送致します。なお、発送後弊社が定める所定の期間に、利用者がリース機器を受け取らない場合には、利用者による本サービスのお申込は無効とみなします。
3. 本サービスの利用契約は、本規約等に同意のうえで、弊社が別途定める手続きに従い本サービスへの申し込みをなし、弊社より発送したリース機器が到着した時点で成立するものとします。
4. 利用料の課金開始基準日となる本サービスの開始日は、リース機器が到着した日が属する月より発生し、日割り計算は行わないものとします。
5. 弊社は、申込者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申し込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 利用申し込みにあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合、または指定された料金支払方法の手続きが行えない場合
  - (2) 過去に本サービスまたは弊社のその他のサービスの利用資格の停止または失効を受けている場合、または料金の未納、滞納、または不当にその支払を免れる行為を行った場合
  - (3) 対象サービスの契約が無い場合
  - (4) 申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない場合
  - (5) リース機器の配送先が対象サービスの利用場所と異なる場合
  - (6) 不適切または不正な申込み等、本サービスを利用する意思のない申込みであると弊社が判断した場合
  - (7) その他、本サービスの提供上の支障を来すと、弊社が合理的に判断した場合

#### 第6条(本サービスの利用料)

1. 本サービスの利用料は、別表に定めるものとします。
2. 利用者は、本サービスの月額の利用料として、別表の金額を弊社が別途定める方法にて、弊社に対して支払うものとします。
3. 本サービスの利用料は開始日を含む月の当月から各暦月単位で課金されるものとします。また、本サービスの解約月については解約日が月の途中であっても、日割り精算せず1ヶ月分の本サービス利用料が課金されるものとします。

#### 第7条(障害時の対応)

1. 弊社は、リース機器について現状有姿で貸与するものとし、通常の使用が可能である場合につき、リース機器の汚れ、傷、破損等について交換する義務を負わないものとします。
2. 利用者は、到着したリース機器および付属物に初期不良または欠損がある場合、機器受領後7日以内に弊社に連絡するものとします。
3. 前項の場合を除き、リース機器に障害が発生し、または毀損等(以下「障害等」といいます)が発生し、通常の使用が不可能となった場合、利用者の責において、リース機器の交換の対応を行うものとします。なお、交換に要する費用は利用者が負担するものとします。なお、対象サービスを解約した場合等、本サービスは既に解約されている場合には本項に基づく交換の対応は行わないものとします。
4. 第2項に定められるリース機器および付属物に欠損があることを理由に、利用者がリース機器の交換等を希望する場合、事前に弊社指定の連絡先に連絡のうえ、別途弊社が指定する住所宛に障害等の発生したリース機器を送付するものとします。送付にかかる送料は、弊社が負担するものとします。弊社へ障害等の発生したリース機器が到着後、弊社より交換後のリース機器を利用者向けに送付するものとします。なお、障害等の発生から交換後のリース機器の到着までの間、利用者は本サービスが利用できない期間が発生することおよび当該期間の利用料については通常通り発生することにつき了承するものとします。また、交換後のリース機器が利用者には到着せず、弊社に返送された場合、当該利用者による本サービス等の利用契約は解約されたものとみなします。

- 5.リース機器の交換に際し本サービスを利用できない期間が発生した場合であっても、当該期間に関する利用料の減免等を行わないものとします。
6. 利用者は、リース機器に滅失、紛失若しくは盗難(以下「滅失等」といいます)が生じたときは、直ちにその旨を弊社に通知するとともに弊社の指示に従い対応するものとします。
7. リース機器の滅失等が弊社の責めに帰することができない事由による場合には、本サービスに係る契約は当然に終了するものとし、利用者は機器損害金を支払うものとします。
8. 利用者が第4項に基づく弊社への通知を行わず、弊社指定の連絡先以外に障害等に基づく交換または修理の対応を依頼した場合、弊社は当該交換または修理により利用者が支払った金銭を含め一切の補償を行わないものとします。

#### 第8条(本サービスの解約または延長)

1. 利用者は、本サービスのリース期間中に解約を希望する場合、別途弊社が定める手順に従い本サービスの解約を申し込むものとします。
2. 本サービスのリース期間終了までに、利用者による所定の解約手続きが行われなかった場合、本サービスの契約は2年間の自動延長となります。なお、延長は最大4年間となり、4年間の延長期間終了後は契約満了となります。その場合、利用者がリース機器を弊社より購入することにより本サービスが解約されるものとします。
3. 本サービスの解約日は、解約手続きが完了した日が属する暦月の末日とします。
4. 利用者は、リース期間中に本サービスを解約した場合、リース期間の残余期間にかかる月額料金を弊社に支払うものとします。
5. 利用者が本サービスを解約した場合のリース機器の取り扱いについては、第9条に従うものとします。
6. 対象サービスが解除または解約された場合、本サービスについても同時に解除または解約されるものとします。
7. 第1項の定めにかかわらず、利用者が本規約第3条第5項に定められる行為を行っていることが明らかになった場合、弊社は利用者に対して本サービスの解約を行うことができるものとします。なお、その場合でも、第4項に定められる金額の支払は免れません。

#### 第9条(解約後のリース機器の取り扱い)

1. 本サービスのリース期間中に解約された場合、利用者はリース機器を弊社に返却する、或いはリース機器を弊社より購入することができます。
2. リース機器の返却または購入を行うにあたり、利用者は別表に記載の料金を支払うものとします。
3. リース機器を返却する場合、解約日の属する暦月の翌月末日までに、別途弊社が指定する住所宛にリース機器を弊社が指定する方法により返却するものとします。なお、この場合の送料は利用者負担とします。
4. 利用者が、本サービスの解約後、別途弊社が定める期日までにリース機器を返却しなかった場合、別表に定める機器損害金を弊社に支払うものとします。
5. 利用者より返却されたリース機器及び付属物に破損・欠損等の損害が確認された場合、利用者は別表に定める機器損害金を弊社より利用者に請求する場合があります。
6. 本サービスの解約に伴いリース機器を購入された場合、解約後は本サービスの利用者向けの修理等の対応の対象外となります。

#### 第10条(免責)

1. 弊社は、本サービスおよびリース機器について、その商品性または利用者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。
2. 弊社は、本サービスの利用その他本サービスの利用契約に関して生じる特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が利用者による本サービスの利用その他本サービスの利用契約に関して責任を負う範囲は、本サービス利用料の1ヶ月分相当額をその上限とします。ただし、弊社の故意または重過失により利用者が損害を負った場合はこの限りではありません。

3. 本サービスの終了または解除に際して、利用者はリース機器を撤去する場合は自らの責任において行うものとし、当該撤去に関連する原状回復義務及び損害賠償請求等の責任を弊社は負わないものとします。

附則:この規約は2023年11月29日から実施します。

<別表>

<本サービスの事務手数料>

本サービスの事務手数料は以下のとおりとします。

|       |             |
|-------|-------------|
| 事務手数料 | 3,300 円(税込) |
|-------|-------------|

<本サービス月額利用料金>

本サービスの月額利用料金は以下のとおりとします。

1,430 円(税込)

<本サービスの解約時費用>

本サービスをリース期間中に解約する場合の費用は以下のとおりとします。

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| <p>解約時費用<br/>(リース機器の買取を選択する場合)</p> | <p>●3年(1~36 か月)以内の場合<br/>残価(※)+買取費用 66,000 円(税込)<br/><br/>※残価は以下のとおり算出します。<br/>(計算式)<br/>(36 ヶ月-本サービスの契約月数)×本サービスの月額料金</p> <p>●4~5年(37~60 か月)の場合<br/>残価(※)+買取費用 33,000 円(税込)<br/><br/>※残価は以下のとおり算出します。<br/>(計算式)<br/>(24 ヶ月-37 ヶ月目から解約日が属する月までの本サービスの契約月数)×本サービスの月額料金</p> <p>●6~7年(61~84 か月)の場合<br/>残価(※)請求のみ(税込)<br/>※残価は以下のとおり算出します。<br/>(計算式)<br/>(24 ヶ月-61 ヶ月目から解約日が属する月までの本サービスの契約月数)×本サービスの月額料金</p> <p>●7年(84 か月)経過後<br/>第 8 条第 2 項に基づきリース機器を 0 円で弊社より購入の上解約</p> |
| <p>解約時費用<br/>(リース機器の返却を選択する場合)</p> | <p>●3年(1~36 か月)以内の場合<br/>残価(※)+回収費用 16,500 円(税込)<br/>※残価は以下のとおり算出します。<br/>(計算式)<br/>(36 ヶ月-本サービスの契約月数)×本サービスの月額料金</p> <p>●4~5年(37~60 か月)以内の場合</p>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>残価(※)+回収費用 16,500 円(税込)</p> <p>※残価は以下のとおり算出します。<br/>(計算式)<br/>(24 ヶ月-37 ヶ月目から解約日が属する月までの本サービスの契約月数)<br/>×本サービスの月額料金</p> <p>●6 年目以降解約の場合</p> <p>残価(※)+回収費用 16,500 円(税込)</p> <p>※残価は以下のとおり算出します。<br/>(計算式)<br/>(24 ヶ月-61 ヶ月目から解約日が属する月までの本サービスの契約月数)<br/>×本サービスの月額料金</p> <p>機器損害金:あり</p> <p>&lt;回収機器一覧&gt;      機器損害金<br/>         ブラビア(標準スタンド含)    66,000 円(税込)<br/>         リモコン            6,500 円(税込)<br/>         電源コード        1,000 円(税込)</p> <p>転倒防止用固定ベルト一式 1,000 円(税込)</p> |
|--|--|

<リース機器の性能>

リース機器は以下の性能を担保するものとします。

- 43 インチ(解像度 3840x2160)
- 4K 液晶テレビ
- 地上デジタル&BS 4K/110 度 CS
- 4K チューナ内蔵
- Google TV